

## 指定難病等情報管理システム用機器等の賃貸借に係る仕様書

1. 調達形態  
賃貸借契約とする。
2. 業務の範囲  
本契約に係る業務の範囲は以下のとおり。
  - 1) 機器等（ソフトウェア含む）の調達
  - 2) ノート型パーソナルコンピュータ（以下「ノート PC という。」）等の設置、周辺機器（プリンター等）への接続、Windows の立ち上げ、賃貸借終了後の撤去
  - 3) 関係するすべての機器等（ソフトウェアを含む）の動作検証作業
  - 4) 機器等の運用保守
  - 5) その他今回の調達に関して必要な作業
3. 賃貸借機器等の内訳  
別紙「個人番号利用事務用機器仕様書」のとおり
4. 賃貸借機器等の設置場所  
健康推進課、大館保健所、北秋田保健所、能代保健所、秋田中央保健所、由利本荘保健所、大仙保健所、横手保健所、湯沢保健所、秋田市保健所  
各ノート PC 2 台、プリンター 1 台（健康推進課はノート PC 3 台）
5. 賃貸借期間  
平成 30 年 3 月 1 日～平成 34 年 2 月 28 日
6. 賃貸借料の支払  
賃貸借料は月払いとし、請求は毎月はじめに行うものとする。県は請求のあった日から起算して 30 日以内に支払うこととする。
7. 賃貸借機器等の仕様及び条件
  - 1) 納入する機器等は、同一メーカーの同一型番で、一体として市販されている型式のものとし、グリーン購入法に適合していること。また、入札日において最新の機種であること。
  - 2) 納入する機器の仕様は、別紙「個人番号利用事務用機器仕様書」によること。
  - 3) ソフトウェアライセンスの帰属は秋田県とすること。
8. 賃貸借機器等の設置に関する条件
  - 1) 納入期限  
平成 30 年 2 月 28 日（水）
  - 2) 設置計画  
導入機器等の明細及び仕様を提出し、設置計画を作成すること。
  - 3) 搬入組立工事  
導入機器等を搬入、組立、設置を行うこと。接続に必要なケーブル類は納入業者が準備するものとする。

4) 初期設定

導入機器等の初期設定を行うこと。プリンタ等の外部接続機器への接続確認を行うこと。

5) その他

コンピュータ名などの情報をシール等に印字し本体に貼付すること。また、賃貸借契約の物件である旨がわかるようにすること。

9. 契約終了後の機器の返還に関する条件

1) 契約期間終了の際、機器等の設置場所において納入業者がデータ消去を行うこと。

2) 契約期間終了後の賃貸借機器等の返還について、健康推進課が指示する場所からの回収について費用を負担すること。

10. 動産保険に関する条件

動産総合保険に加入すること。

11. 保守

1) 保守の範囲

本契約の保守の範囲は、PC 等についての定期的な点検・清掃等の保全措置及び故障時の修理又は部品の交換（障害保守：全 PC 等）等とする。

2) 保守一般事項

保守対象とするのは、今回納入したすべての機器及びソフトウェアとし、賃貸借期間中の保守に関する費用は、部品、補給品等を含めてすべて納入業者の負担とする。

また、保守作業を実施した場合は、その都度、保守作業の内容及び結果を書面により県へ報告すること。

3) 定期保守について

設置 PC 等について、賃貸借期間中に年 1 回以上、健康推進課が指定する日に技術者を派遣し、定期的な点検及び清掃等を行うものとする。

4) 障害保守について

賃貸借機器等の障害等に速やかに対応するため、県内に対応可能なサービス拠点を有し、機器設置箇所へ訪問修理を行うものとする。

また、次の事項に留意すること。

①障害の連絡を受理した場合には、速やかに障害内容を確認し、機器障害、ソフトウェア障害の切り分けを行うとともに、修理すること。

②対応は原則勤務時間内（平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）とし、県からの特別の指示がある場合は、緊急の対応措置が可能な体制をとること。

③設置場所から導入機器を持ち出す場合は、内蔵されている情報が読み出し不可能な状態とすること。

5) その他

初期不良品については発生日より 1 週間以内に交換等の処置をし、指定された設定およびソフト等のインストールを実施した上で当初の設置箇所に配置するものとする。

12. その他

1) 入札希望者は入札日の 7 日前までに入札しようとするすべての機器等について、機種・型式等を明確にする資料（カタログ等）を健康推進課に提出すること。

2) 納入業者は、賃貸借機器類の設置完了後、引き渡し確認及び完了検査を受けること。

- 3) この入札に関わる契約は地方自治法第234条の3及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約である。よって、契約にかかる歳入歳出予算の減額又は削除があった場合、契約を解除することができるものとする。